

(別記4)

## 新規就農支援緊急対策整備事業

### 第1 事業の目的

強く持続可能な農業構造の実現に向けて、新規就農者の確保を図るためには、就職氷河期世代を含む多様な就農希望者等に対し、必要な知識・技術を実践的に学ぶためのリカレント教育を提供する体制の強化が重要である。

このため、就職氷河期世代等の幅広い就農希望者による栽培・経営管理知識や農業生産に必要な農業機械等の操作方法の習得、大型特殊免許の取得等を支援する研修、研修受講者の就農後の定着を支援することを目的とした生産技術・経営能力の向上を支援する研修等のリカレント教育を実施しようとする機関等に対し、その実施に必要となる研修教育施設の整備を支援し、地域の就農希望者等への農業教育体制の強化を図るものとする。

### 第2 事業実施主体

事業実施主体は、リカレント教育を実施する目的で研修教育施設及び設備（以下「施設等」という。）を取得しようとする以下に掲げる団体又は当該団体が運営する研修教育機関であって、リカレント教育を実施する能力及び整備した施設等の管理運営を適正に行う能力を有する者とする。

- 1 都道府県
- 2 市町村
- 3 民間団体（特定非営利活動法人、一般社団法人・財団法人、公益社団法人・財団法人、学校法人、地方独立行政法人、農業協同組合等）

### 第3 事業の内容

#### 1 本事業の補助対象となる施設等

補助対象となる施設等は、別表の補助対象施設等の区分の欄に掲げるアからウの施設等とする。

#### 2 整備の内容及び留意事項

- (1) 補助対象とする施設等の整備の内容は、リカレント教育の実施に直接必要となる施設等の新設及び増設並びに施設の改良とする。
- (2) 本事業により既存の施設の改良を行う場合は、改良後の既存施設の耐用年数（都道府県が事業実施主体である場合は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表に規定する処分制限期間、都道府県以外の者が事業実施主体である場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数）が5年以上残存していること。
- (3) 既存の施設等の代替として同種・同能力のものを再整備すること（いわゆる更新）に要する経費は補助の対象としない。
- (4) 補助対象とする施設等は、共同利用により使用するものとし、年間のリカレント教育の受講生の受入規模が15名以上であること。
- (5) 事業実施主体が通常行うべき施設等の維持管理のための改修若しくは補修、耐震性等の強化のための建物の補強工事及び既存の施設等の撤去に要する経費は補助の対象としない。
- (6) 施設等の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は建設用地の造成に要する経費は補助の対象としない。

- (7) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了している整備に要した経費内容については、補助の対象としない。
- (8) 施設等の整備に当たっては、施設等の能力及び規模が、その目的、受益範囲、費用負担方法、利用管理計画等からみて過大なものにならないよう留意すること。
- (9) 事業実施主体は、投資に対する効果が適正かどうかを判断し、投資が過剰にならないよう十分に検討するとともに、「農業人材力強化総合支援事業のうち農業経営者育成教育事業における費用対効果分析の実施について」（平成31年4月1日付け30経営第3006号経営局長通知）を準用し、整備する施設等の費用対効果分析を必ず行うものとする。
- (10) 本事業の補助の対象となる施設等については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）を適用しないものとする。
- (11) 本事業の施設等の整備、整備した施設等の管理運営等については、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（平成31年4月1日付け30生産第2220号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）を準用するものとする。
- (12) 事業実施主体が本事業で取得し、又は効用の増加した施設等（以下「取得施設等」という。）を、効率的なリカレント教育の実施等を目的として、第三者に貸し付ける場合は、次によるものとする。
  - ア 事業実施主体が、第三者に対し、取得施設等の貸付けを行おうとする場合にあっては、あらかじめ事業実施主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県の知事及び地方農政局長に貸付けの目的、貸付けの相手方、貸付期間、貸付方法等について届出を行うこと。
  - イ 貸付けの対象となる者については、第2の1～3に掲げる者とし、就農希望者等に対するリカレント教育を実施する能力及び取得施設等を良好な状態で管理運営する能力を有する者とする。
  - ウ 取得施設等の貸付けに当たっては、事業実施主体及び貸付けの対象となる者は、貸付期間、貸付料金、貸付期間中の取得施設等の維持管理の方法、目的外使用の禁止等を明記した契約を書面で締結すること。
  - エ 事業実施主体が貸付けの対象となる者から賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体の負担（事業費－補助金等）／当該取得施設等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額の範囲内であること。
  - オ 事業実施主体は、第9の3の規定に基づき、貸付けの対象となる者から聞き取り等によりリカレント教育の実施状況を把握し、事業実施主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県の知事に報告を行うものとする。

#### 第4 補助金の交付等

- 1 国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、都道府県知事に補助金を交付するものとする。
- 2 本事業の補助率は、2分の1以内とする。
- 3 国は、第8により都道府県知事から提出された都道府県事業計画を踏まえ、必要に応じて都道府県又は事業実施主体から、整備した施設等で行うリカレント教育の概

要、実効性等についてヒアリング等を実施した上で、別紙に基づき予算の配分を行うものとする。

- 4 補助金の交付を受けた都道府県の知事は、第8により承認された都道府県事業計画に基づく事業実施主体に対し、助成するものとする。

## 第5 取得施設等の利用方針

取得施設等については、第6に掲げるリカレント教育を実施するために主に使用するものとするが、取得施設等の有効活用の観点からリカレント教育の用に供しない期間等において、学生等に対する農業研修教育の目的のため取得施設等を利用することができるものとする。

## 第6 取得施設等で行うリカレント教育の内容等

### 1 リカレント教育の内容

取得施設等で実施する就農希望者に対するリカレント教育については、教育受講者の希望する就農形態や営農分野を踏まえ、就農に必要な知識・技術が実践的に学べるよう必要に応じて、講義、実習、農業法人等への派遣研修等を組み合わせた実践的な内容とすること。

### 2 リカレント教育の実施計画の作成

事業実施主体は、取得施設等で実施を予定しているリカレント教育について、教育の目的及び内容、受講予定者数、育成する人材像、成果目標等について、原則として5年間の計画を別紙様式第2号により作成し、毎年度の実施状況及び成果目標の達成状況を把握するものとする。

## 第7 取得施設等で行うリカレント教育の実施に当たり配慮すべき事項

- 1 リカレント教育の実施に当たっては、対象者として想定される者（求職者、他産業に従事する社会人等）が受講しやすいよう、期間、方法（オンライン講義、土日・夜間開講等）等について、可能な限り配慮するものとする。
- 2 リカレント教育の受講希望者については、都道府県域以上の範囲で受入れを行うものとし、特定の地域の居住者に限定しないこと。
- 3 リカレント教育のカリキュラムの検討・実施に当たっては、農業教育又は職業訓練に関する知見を有する専門家等のほか、新規就農者を雇用している農業経営体、他産業からの新規就農者、女性農業者等の意見を聴く機会の設定に努めるものとする。
- 4 リカレント教育の実施に当たっては、当該教育が円滑かつ効果的に行えるよう、地方公共団体、公共職業安定所、農業関係団体、教育受講者の就農先として想定される農業法人等との密接な連携に努めること。
- 5 事業実施主体は、実施しようとするリカレント教育について、公共職業安定所等への開催情報の共有、開催案内の配布、事業実施主体のホームページ等での受講者募集等、就農希望者に情報が広く周知されるよう努めるものとする。

## 第8 事業実施計画等の提出

- 1 事業実施主体は、別紙様式第1号により当該年度の整備事業の事業実施計画を、別紙様式第2号により取得施設等で実施予定のリカレント教育の実施計画を作成し、事業実施主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県の知事に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画等について、事業実施主体が本

事業の実施主体として適当であるか及び事業実施主体により実施予定のリカレント教育が新規就農者の増加に向けた効果的なものと認められるかを審査の上、別紙様式第3号の都道府県事業計画を作成し、地方農政局長の承認を得るものとする。

- 3 都道府県事業計画について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）の別表に定める重要な変更を行う場合は、1及び2に掲げる手続に準じて行うものとする。

## 第9 事業実績等の報告

- 1 事業実施主体は、整備事業の実績について、別紙様式第1号により事業実績報告を作成し、事業完了後1か月以内又は当該事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに事業実施主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県の知事へ報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の実績報告を踏まえ、別紙様式第3号により事業実績報告を作成し、地方農政局長に報告するものとする。
- 3 事業実施主体は、第8の1により作成したリカレント教育の実施計画に基づき、リカレント教育を開始した年度から5年間、取得施設等で実施したリカレント教育の各年度の実施状況について、別紙様式第2号によりリカレント教育実施年度の翌年度の6月末までに事業実施主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県の知事に報告するものとする。
- 4 都道府県知事は、3により報告のあったリカレント教育の実施状況について、報告を受けた年度の8月末までに地方農政局長に報告するものとする。
- 5 地方農政局長は、事業実績の報告後も必要と認めるときには、都道府県知事及び事業実施主体に対し、随時、報告を求めることができるものとする。

## 第10 事業成果の検証

- 1 事業の成果目標  
事業実施主体は、本事業の成果目標として、取得施設等で行うリカレント教育受講者数及び就農率に関する目標を設定するものとする。
- 2 事業効果の検証  
事業実施主体は、設定した成果目標の達成状況について、リカレント教育を開始した年度から5年間、教育受講者へのアンケート調査、就農状況の調査等を通じて、事業効果の検証を行い、成果目標の達成状況が低いなど事業効果の発現が十分でないと認められる場合には、教育方法の見直しなど必要な改善策を講じるものとする。

## 第11 事業実施状況の報告に基づく指導等

- 1 都道府県知事は、事業実施主体が事業実施計画において設定した成果目標の達成状況が低調な場合又は整備した施設等の利用状況が低調（年間の施設利用率70%未満及び年間の施設利用者に占める農業教育研修を目的とする利用者の割合が50%未満）な場合には、事業実施主体に対し、適切な指導を行うとともに、その結果を地方農政局長に報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、必要に応じて、都道府県知事に対し、報告のあった事項について助言又は指導を行うものとする。
- 3 このほか、地方農政局長は、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対し、本事業で整備した施設等の利用状況、当該施設等で実施しているリカレント教育の状況等について報告を求めることができるものとする。

## 第 12 その他

本事業により、地方公共団体が公共施設を整備する場合は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）の活用を努めるものとする。

## 助成対象経費（整備事業）

## 研修教育施設等の整備費

補助対象経費	補助対象施設等の区分
リカレント教育の実施に必要な研修教育施設等の整備費	<p>リカレント教育を実施するために直接必要な施設等で、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 研修教育棟、宿泊施設等施設又は設備 講義等を実施するために必要な施設等で次に掲げるもの 研修教室、研修宿泊施設、情報・処理等研修施設等</p> <p>イ 技術・資格等習得研修施設又は設備 就農に必要な生産技術、農業機械等の操作・資格取得等の実践研修に必要な施設等で次に掲げるもの 現地実習教室、農産関連施設、園芸関連施設、畜産関連施設、農産加工関連施設、農産物流通・品質評価関連施設、農業機械操作講習施設又は生産実習ほ場整備</p> <p>ウ 調査研究・実験用施設又は設備 リカレント教育を実施するために必要となる調査研究、実験等に必要な施設等</p>

## 研修教育施設整備事業の予算配分方針について

要綱別記4の研修教育施設整備事業の配分方針については、以下のとおりとする。

### 第1 事業要望額の上限及び下限

- 1 事業実施主体当たりの国費要望額の上限は2億円とし、下限は1千万円とする。

### 第2 事業の予算配分方針

整備事業の予算配分に当たっては以下に定めるとおりとする。

- 1 申請のあった事業実施計画の要望額の合計が予算額の範囲内である場合は、事業実施計画の審査の上、補助対象経費と認められる取組について予算を配分する。
- 2 申請のあった事業実施計画の要望額の合計が予算額を超過する場合は、以下のポイントにより点数付けを行い、ポイントの高い事業実施計画の順に予算を配分する。

	優先採択事項の内容	該当する場合
1	都道府県知事が認める地域の中核的な農業経営者育成教育機関が実施するリカレント教育に必要な施設整備計画であるもの	2ポイント
2	リカレント教育の実施機関、地域の就農支援関係団体等が連携して、教育受講者の定着までを一貫してサポートする体制を整備することが確実に見込まれるもの	2ポイント
3	就職氷河期世代等の社会人向けの就農支援研修を行うもので地方公共団体、公共職業安定所等との連携が確実に見込まれるもの	1ポイント
4	就職氷河期世代等の社会人向けの就農支援研修の年間の受講予定者数が一定数以上であるもの	30人以上：1ポイント 60人以上：2ポイント
5	上記の4に該当し、リカレント教育受講者の就農率の目標が9割以上のもの	1ポイント

- 3 ポイント付け等により配分対象とした各事業実施計画の要望額の合計額が予算額を超過する場合には全体的な調整を行う。